平成２２年（フ）第１２号
秋田県大館市釈迦内字高館下22番地19
債務者　安井　也人
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３０号
富山県射水市松木314番地
債務者　堀田美奈子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３３号
富山県射水市堀岡316番地９　堀岡雇用促進住宅１―302
債務者　石本アレシャンドレ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１０号
岐阜県高山市片野町２丁目130番地１　杉ヶ丘団地585
債務者　羽根　朋子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２２０８号
京都市伏見区深草ヲカヤ町32―32、住民票上の住所京都市伏見区深草川久保町８番地３　シェラトン深草203号
債務者　入江　平和
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５３号
京都市上京区小川西入る下る水落町91―21、住民票上の住所京都府京田辺市東古森126番地の４
債務者　井上　典雅
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５４号
京都市伏見区東奉行町４番地　桃陵団地39棟202号室
債務者　貴志たまきこと　兪　　玉仙
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
京都市伏見区下鳥羽南円面田町６番地　トロス403号
債務者　坂本　　悠
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
京都市伏見区下鳥羽南円面田町６番地　トロス403号室
債務者　大山恵理奈
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
京都府宇治市伊勢田町名木２丁目１番地の205
債務者　朝田　博晶
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
京都市南区吉祥院船戸町16番地　神明荘６号
債務者　飯田美好堂こと　飯田　浩造
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
京都府向日市物集女町南条60番地の65
債務者　小陣　正代
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
京都市伏見区向島津田町105番地１　シャルマンコーポ伏見向島204号
債務者　伊藤　雅宣
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
京都市伏見区向島津田町105番地１　シャルマンコーポ伏見向島204号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
京都府宇治市広野町尖山48番地の５
債務者　谷口　吉子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
京都市下京区七条通加茂川筋西入若宮町481番地
債務者　内本　義廣
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
京都府宇治市伊勢田町大谷１番地の６　中村マンション３階へ号
債務者　栗山　和也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係